

函館市と株式会社北洋銀行および株式会社ステラグリーンとの連携協定書

函館市（以下「甲」という。）、株式会社北洋銀行（以下「乙」という。）および株式会社ステラグリーン（以下「丙」という。）は、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙および丙が、相互に連携・協力し、函館市域の自然資源の環境価値の活用等を通じて、ゼロカーボンシティはこだての実現に資する脱炭素型のまちづくりの推進に向けて取り組むことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙および丙は、第1条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（以下、「連携事項」という）について連携し、協力する。

- (1) ブルーカーボンおよびグリーンカーボンによる自然資源の持続的な保全サイクルの構築および地域内外への周知における支援に関する事項
- (2) その他、目的達成のために協議により決定した事項

（秘密の保持）

第3条 甲、乙および丙は、第2条に定める連携事項等の検討および実施により知り得た他の当事者（以下「開示者」という。）の秘密情報（開示者が秘密である旨を明示して開示した情報をいい、当該情報が口頭や映像など無形的な方法で開示される場合には、当該開示の時点において開示者が秘密であることを明示して開示し、かつ、当該開示から30日以内に開示者が受領側当事者（以下「受領者」という。）に送付した、秘密情報である旨を明示した書面に記載された情報をいう。）を、開示者の書面による事前承認を得ずに第三者に開示・漏えいまたは本協定に定める目的以外のために使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合及び下記各号のいずれかに該当する情報は、この限りではない。

- (1) 開示の時に公知であり、又は開示以後、受領者の過失若しくは本協定違反によることなく公知となった情報
 - (2) 受領者が、開示者から開示される以前に、正当に保持していた情報
- 2 甲、乙および丙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(協定有効期限)

第4条 本協定の有効期限は、本協定締結の日から令和10年7月22日までとする。ただし、有効期限満了までに協議のうえ、甲、乙および丙の合意が得られた場合は、さらに期間満了日の翌日から3年間更新するものとし、以降も同様とする。

(協定の変更)

第5条 甲、乙および丙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙および丙とで協議のうえ、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙および丙がそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保管する。

令和7年7月23日

函館市東雲町4番13号

甲 函館市

函館市長 大 泉 潤 (自署)

札幌市中央区大通西3丁目7番地

乙 株式会社北洋銀行

取締役頭取 津 山 博 恒 (自署)

東京都中央区京橋2丁目2番1号

丙 株式会社ステラグリーン

代表取締役 中 村 彰 徳 (自署)